

副本

平成20年(行ウ)第599号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件
原告 崔 鳳泰ほか10名
被告 国


証 拠 説 明 書 (4)

平成21年8月25日

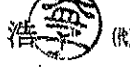
東京地方裁判所民事第2部E係 御中


被告指定代理人


福 光 洋 子 

益 子 浩 志 


島 田 順 

和 田 幸 浩 


山 本 文 土 

舟 津 龍 一 

田 留 章 平 

川 口 耕 一 朗 

関 口 真 

北 郷 恭 子 

小 川 伸 

鴨 下 誠 

略語等は、答弁書等の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
乙第57号証	文書1248「日韓関係の打開について」 (外務省中川局長)	写し	S30.1.21	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第58号証	文書1287「日韓会談議題の問題点」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第59号証	文書1418「第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ」 (外務省北東アジア課)	写し	S36.8.29 10.17 11.14	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第60号証	文書1457「第7次漁業交渉資料20 漁業協定関係擬問擬答」 (外務省)	写し	S40.7.23	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第61証	文書1523「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」 (外務省アジア局第一課)	写し	S32.9.6	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第62号証	文書1630「遣韓使節の使命と行動基準(昭和26年12月)」 (外務省)	写し	S26.12.5	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。

乙第63号 証	文書1671「谷大使・金公使会談」 (外務省, 外務省中川局長, 谷大使・条約局長)	写し	S30.1 S30.1.29 1.27 2.1 2.4 2.17 2.28 2.8 3.9 3.2 3.26 3.24	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由4)。
乙第64号 証	文書1675「日韓会談再開問題」 (外務省アジア第二課, 武内駐米臨時代理大使, 井口駐米大使など)	写し	S29.1.21 2.22 3.16	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由3)。
乙第65号 証	文書1676「アリソン米大使との会談」 (外務省中川局長, 外務省, 井口駐米大使など)	写し	S30.2.8 2.14 12.12 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由3)。
乙第66号 証	文書1686「日韓問題に関する米側トーキングペーパー」 (アメリカ合衆国政府, 外務省北東アジア課など)	写し	S39.9.26 9.29 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由3)。
乙第67号 証	文書1695「日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話」 (前田在韓調査官, 武内駐米大使)	写し	S40.3.3 3.11 3.10 3.17 3.17 3.18 5.11	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由3)。
乙第68号 証	文書1696「日韓会談の現況等」	写し	S40.2.17 2.20	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部

	(田中臨時代理大臣, 椎名大臣)		3.16 5.1 5.13 5.17 5.26 6.25	分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第69号証	文書1728「後宮アジア局長・崔圭夏大使会談」 (外務省北東アジア課, アジア局長)	写し	S38.7.1 7.3 7.4 7.17 7.17 11.7	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第70号証	文書1783「日韓会談における双方の立場(昭和39年4月)」 (外務省条約局法規課)	写し	S39.4.14	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第71号証	文書1786「日韓会談における双方の立場(昭和39年4月)」 (アジア局北東アジア課, 外務省アジア局, 経済局アジア課, 外務省)	写し	S39. 10.27 10.29 11.14 11.30 11.30 12.4 12.5 12.21 12.21 S39	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第72号証	文書1787「日韓会談今後の進め方」 (アジア局北東アジア課, アジア局, 情報文化局国内広報課)	写し	不詳 S40.1.19 2.9 2.24 3.15 3.16 4.7	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第73号証	文書1809「韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会	写し	S38.2.25 3.6 3.5 5.9	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。

	談」 (外務省, アジア 局長, 北東アジア 課)			
乙第74号 証	文書1823「金 中央情報部長訪 日」 (朝海駐米大使, 北東アジア課)	写 し	S37. 10.17 10.30 10.31 11.7	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第75号 証	文書1824「大 平外相と金韓国中 央情報部長との会 談(第1回)」 (アジア局, 北東 アジア課)	写 し	S37. 10.15 10.20 不詳 10.29 10.26 10.22 11.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第76号 証	文書1825「池 田総理・金韓国中 央情報部長会談」 (アジア局)	写 し	S37. 10.23	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第77号 証	文書1826「大 平外相・金部長会 談(第2回)」 (アジア局, 情報 文化局報道課)	写 し	S37.11.6 11.6 11.10 11.12 11.2?	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第78号 証	文書1851「韓 国提案基本関係条 約案」 (外務省、韓国政 府、アジア局北東 アジア課)	写 し	S39. 12.10 12.16 S40.1.7 1.25 1.26	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第79号 証	文書1876「日 韓会談等に関する 在外公館からの報 告」 (芳沢在華大使, 久保田在メキシコ 大使, 松平国連代 表部大使など)	写 し	S29.7.10 10.26 S34.12.1 6など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。

乙第80号 証	文書1877「日 韓会談等に関する 在外公館への訓 令」 (岡崎大臣, 石井 外務大臣臨時代理 など)	写 し	S28.11.6 S32.5.27 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第81号 証	文書1879「日 韓交渉の現状」 (外務大臣, 藤山 外務大臣など)	写 し	S27.9.2 S32.10.1 9など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第82号 証	文書1881「日 韓交渉関係法律問 題調書集」 (外務省条約局法 規課)	写 し	S37.7	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第83号 証	文書1882「日 韓国交正常化交渉 の記録 総説九」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。
乙第84号 証	文書1915「日 韓国交正常化交渉 の記録 総説三」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由3)。